

小諸市告示第64号

小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱を次のように定める。

平成31年3月25日

小諸市長 小 泉 俊 博

小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における太陽光発電事業に関し、事業者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定め、その適正な実施を誘導することにより、災害の防止、住環境への配慮及び自然環境の保護に努め、もって良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備であつて、土地に自立して設置されるものをいう。
- (2) 発電事業 発電設備における発電行為をいう。
- (3) 売電事業 発電事業のうち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により電気を売電する行為をいう。
- (4) 事業者 発電設置を設置する者、発電事業を行う者及びこれらの者との契約により事業の施行を請け負う全ての者をいう。
- (5) 事業区域 発電事業を行う一団の土地をいう。
- (6) 区 小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第4号に規定する区をいう。
- (7) 地域住民等 発電設備の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として、次に掲げる者をいう。

ア 事業区域に隣接する土地を所有する者

イ 事業区域の土地境界から概ね100メートル以内の区域に家屋を所有する者及び居住する者

ウ 事業区域が所在する区の代表者

エ その他市長が必要と認める者

(適用範囲)

第3条 この要綱は、合計出力が10キロワット以上の設備を用いた事業に適用する。

2 合計出力が50キロワット未満の設備を用いた事業の場合においては、第8条及び第9条の規定は適用しない。ただし、地域住民等が説明会の開催や協定の締結を求め、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

3 発電設備を設置しようとする場所と隣接又は近接する場所が発電設備の設置場所である場合であって、事業者又は登記簿上の地権者（その土地を所有し、処分する権利を有する者をいい、申請日から1年以内において同じ者である場合を含む。）が同一の者の場合は、これらを1つの事業として前項の規定を適用する。ここでいう同一の者とは、親族又は法人並びに当該法人の構成員及び従業員（これらの親族を含む。）のいずれかで構成される複数の者をいう。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、発電事業が地域と調和するよう努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、関係法令を遵守し、設置場所及び周辺地域の自然環境、景観及び生活環境（以下「自然環境等」という。）を保全するため必要な措置を講じ、事故、公害又は災害（以下「事故等」という。）の防止を図るとともに、地域住民等と良好な関係を保たなければならない。

3 事業者は、発電事業の実施に伴い事故等が発生したとき又は地域住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければならない。

4 事業者は、発電事業を終了するときには、事業者の責任により周辺地域及び地域住民等に配慮した発電設備の撤去その他適正な処理を行わなければならない。

（土地所有者の責務）

第5条 土地の所有者、占有者及び管理者（以下「土地所有者」という。）は、事故等の発生を助長し、又は自然環境等を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないようにしなければならない。

2 事業者に土地を賃貸する土地所有者は、事業者が発電事業を終了したときは、事業者に対し前条第4項の規定を遵守させなければならない。なお、発電設備が放置又は不法投棄された場合においては、土地所有者の責任において処理を行うものとする。

（発電事業計画の事前協議）

第6条 事業者は、発電事業を行おうとするときは、その計画を作成した時点で、第7条に規定する事業の周知を行う前に、太陽光発電事業計画事前協議書（様式第1号）により市長に協議しなければならない。

2 売電事業の場合には、前項の規定による協議は国へ事業計画の認定申請を行う前に行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による協議が終了したときは、事業者へ太陽光発電事業計画協議済通知書（様式第2号）を意見及び指示を付して交付する。

（事業の周知）

第7条 事業者は、地域住民等へ発電事業の計画を周知するため、前条に規定する協議の終了から30日以内に、事業区域内の道路に面した見やすい場所に標識（別図1）を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による標識の設置後速やかに、地域住民等に対し次に掲げる事項を説明し、意向を把握し、理解を得なければならない。

(1) 発電設備の設置工事の内容

(2) 防災、環境保全、景観保全の対策

(3) 設置後の保守点検及び維持管理の計画

(4) 設置後の災害等の非常時における対処

(5) 撤去及び処分計画

3 事業者は、地域住民等からの質問に対して誠実に回答するとともに、出された意見や要望は、事業計画に取り入れるよう努めなければならない。

4 事業者は、地域住民等に対する説明の経過について、地域住民等説明経過報告書（様式第3号）を作成するものとする。

（説明会の実施）

第8条 事業者は、発電事業の実施にあたり地域との合意形成を図るため、区の住民や当該発電事業の実施により影響を受ける者（以下「近隣関係者」という。）を対象とした説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、説明会において、出席者の意見を十分に聞き、その質問に対しては誠実に回答しなければならない。

3 事業者は、説明会の実施後において、近隣関係者から再度説明を求められたときは、これに応じ、近隣関係者との間で十分な話し合いの機会を設けるものとする。

4 事業者は、説明会を実施したときは、第10条第1項に規定する届出を行う30日前までに、説明会等経過報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

(1) 説明会で配布した資料

(2) 説明会の状況写真

(3) 出席者名簿の写し

(4) 会議録要約

(協定)

第9条 事業者は、説明会その他の機会において地域住民等や近隣関係者の意見を聞き、事業区域が所在する区と協定を締結しなければならない。

2 区と事業者は、前項に規定する協定の締結後、約束した内容を明確にするために協定書を作成するものとする。

3 事業者は、区と協定を締結した後に事業の内容を変更した場合は、区と再度協議を行わなければならない。

4 事業者は、発電設備を第三者に譲渡し又は貸し付けようとするときは、譲受する者に対し、本条第1項の規定により締結した協定の効力を承継させなければならない。

(届出等)

第10条 事業者は、第8条の規定による地域住民等への説明、前条の規定による協定の締結並びに関係法令及び条例で規定される必要な措置や手続き（売電事業の場合は国の事業計画認定を含む。）の後、発電設備の設置工事（樹林伐採や整地、資材搬入など太陽光発電設備の設置を前提とした行為を含む。）に着手する30日前までに、太陽光発電設備設置届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、太陽光発電設備設置届出受理通知書（様式第6号）を事業者に交付するものとする。

3 事業者は、第1項の規定による届出の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の30日前までに、太陽光発電設備設置変更届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 事業者は、発電設備の設置が完了し、運転を開始したときは、開始から30日以内に太陽光発電設備運転開始届出書（様式第8号）を市長に提出し、市長の確認を受けなければならない。

5 市長は、当該発電設備の設置状況等を確認したときは、太陽光発電設備運転開始届出受理通知書（様式第9号）を事業者に交付するものとする。

6 事業者は、発電事業を終了しようとするときは、太陽光発電設備撤去届出書（様式第10号）を市長に提出し、発電設備を速やかに撤去しなければならない。

(設置後の現況報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、発電設備及び事業区域の現況について、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により、市長から現況報告等を求められたときは、速やかに回答しなければならない。

(立入調査)

第12条 市長は、この要綱の施行に関し必要な限度において、事業者の同意を得て関係職員等を事業地内に立ち入らせ、調査させることができるものとする。

(指導、助言及び改善命令)

第13条 市長は、環境の保全のため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導に対して必要な措置をとらなかった場合は、その者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう改善命令をすることができる。

(公表)

第14条 市長は、前条第2項に規定する改善命令を受けた事業者が、正当な理由なく改善命令に従わない場合は、事業者の氏名、住所及び改善命令の内容を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされることとなる者に対し、その理由を通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第6条から第10条までの規定は、2019年6月1日から施行する。

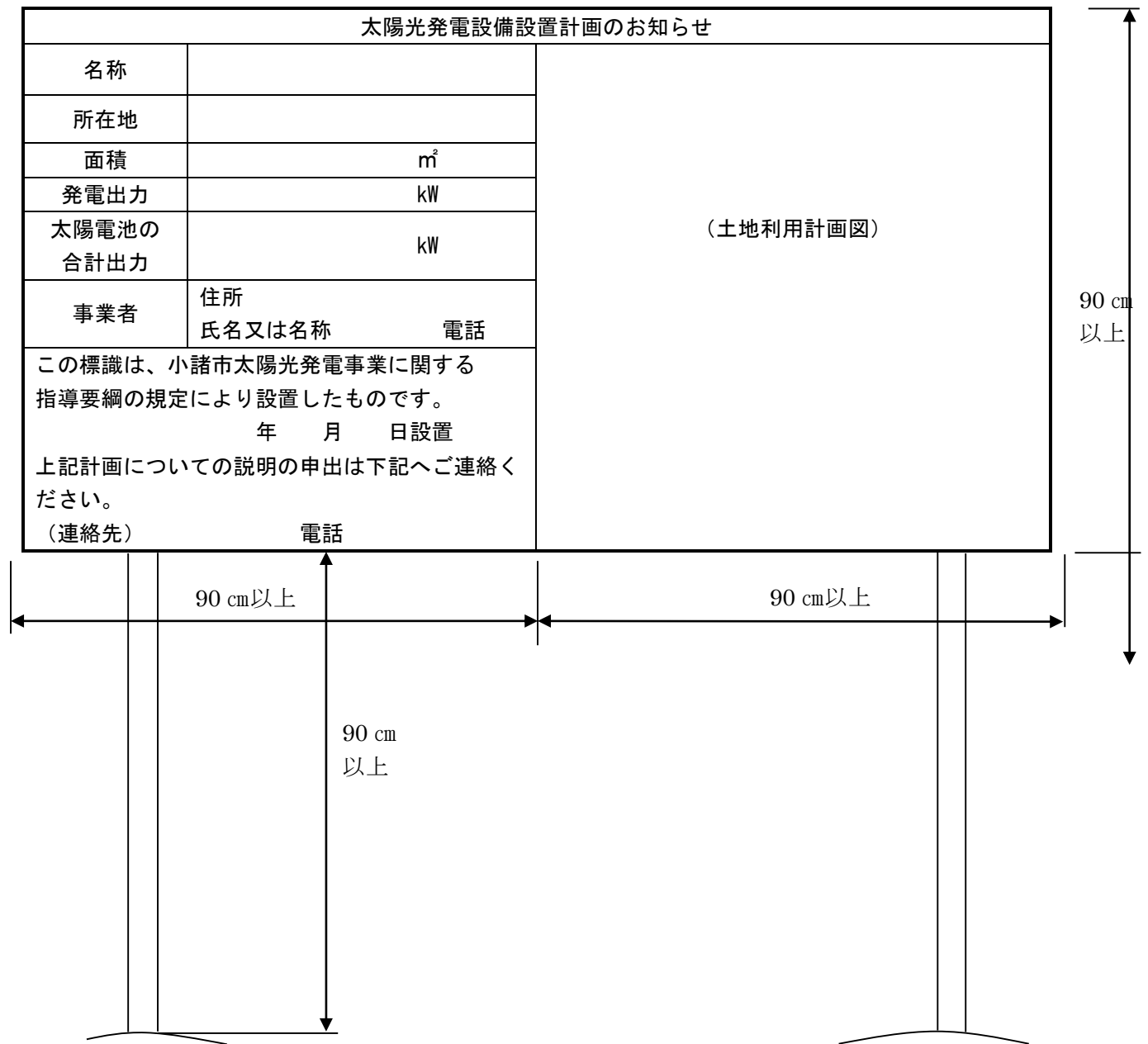
(経過措置)

2 2019年6月1日において現に電気事業者との接続契約を締結している事業については、第6条から第9条までの規定は適用しない。ただし、市長がこの要綱の目的に照らし必要だと認めるときは、該当する規定の遵守を求めることができる。

3 2019年6月1日において現に小諸市環境条例（平成12年条例第27号。以下「環境条例」という。）第26条第4項に基づく届出がされている事業については、第10条第1項の規定に基づく届出がされている事業とみなす。

4 2019年6月1日において現に環境条例第31条に基づく届出がされている事業については、第10条第3項及び同条第4項の規定に基づく届出と確認がされている事業とみなす。

別図1 (第7条関係)



太陽光発電事業計画事前協議書

年 月 日

(申請先)小諸市長

事業者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名)

担当者

連絡先

太陽光発電事業計画を作成するに当たり、小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により、関係書類を添えて協議します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の合計出力	kW

(事業者) 様

小諸市長

太陽光発電事業計画協議済通知書

下記事業の事前協議が終了したので、小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により通知します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の合計出力	kW
事業者	住所	
	氏名	

(特記事項)

地域住民等説明経過報告書

地域住民等への説明経過について、下記のとおり報告します。

説明対象者の の区別	隣接土地所有者 ・ 近隣家屋所有(居住)者 ・ 区長 ・ その他
説明対象者 の氏名	
説明を受けた 者の氏名	
説明をした 者の職氏名	
説明日時	
説明した場所	
対象者からの意見	
意見に対する回答 対応内容	

確認欄 (説明対象者)

この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

氏名

(注) 説明対象者の署名が得られない場合は、その理由書を添付すること。

説明会等経過報告書

年 月 日

(申請先)小諸市長

事業者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名)

担当者

連絡先

太陽光発電事業の実施にあたり説明会を開催しましたので、小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により報告します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の合計出力	kW
説明会開催日時		
開催した場所		

確認欄 (区長)

この報告書及び添付書類の記載事項は事実に相違ありません。

氏名 _____

太陽光発電設備設置届出書

年 月 日

(申請先)小諸市長

事業者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名)

担当者

連絡先

小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により届出します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の 合計出力	kW
現場責任者	住所	
	氏名	
	連絡先	
予定工期	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	
事前協議からの計画変更	有 ・ 無	

(事業者) 様

小諸市長

太陽光発電設備設置届出受理通知書

下記設備の設置届出書を受理したので、小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により通知します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の合計出力	kW
事業者	住所	
	氏名	

(特記事項)

太陽光発電設備設置変更届出書

年 月 日

(申請先)小諸市長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名)

担当者

連絡先

小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により届出します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の 合計出力	kW
変更の概要	変更前	
	変更後	
変更する理由		

太陽光発電設備運転開始届出書

年 月 日

(申請先)小諸市長

事業者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名)

担当者

連絡先

小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により届出します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の 合計出力	kW
保守点検 責任者	住所	
	氏名	
	連絡先	
運転開始日	年 月 日	

(事業者) 様

小諸市長

太陽光発電設備運転開始届出受理通知書

下記事業の設置状況等の確認が終了したので、小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により通知します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の合計出力	kW
事業者	住所	
	氏名	

(特記事項)

太陽光発電設備撤去届出書

年 月 日

(申請先)小諸市長

事業者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名)

担当者

連絡先

小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により届出します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の 合計出力	kW
現場責任者	住所	
	氏名	
	連絡先	
事業終了予定日		年 月 日
予定工期		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
発電設備の撤去及び処分の方法		